

藤和千里ハイタウン防災委員会防災計画

1 目的

この計画は、藤和千里ハイタウン防災委員会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

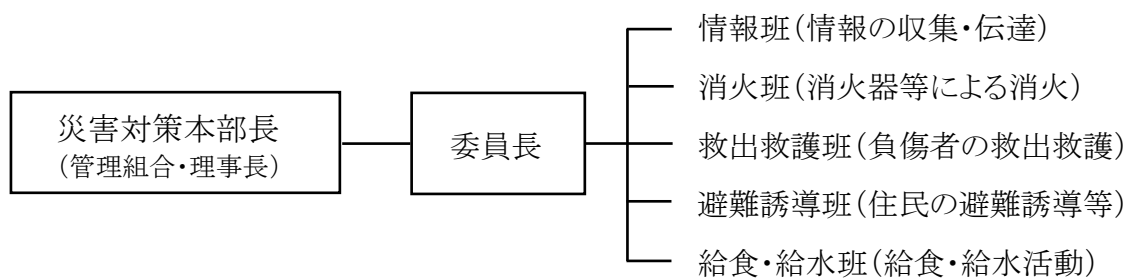
2 計画事項

この計画に定める事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 災害危険の把握に関する事。
- (4) 防災訓練の実施に関する事。
- (5) 情報の収集、伝達に関する事。
- (6) 出火防止、初期消火に関する事。
- (7) 救出救護に関する事。
- (8) 避難誘導に関する事。
- (9) 給食、給水に関する事。
- (10) 災害時要援護者に関する事。
- (11) 他組織との連携に関する事。
- (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関する事。

3 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、つぎのとおり防災組織を編成する。



4 防災知識の普及

住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

(1) 普及事項は、次のとおりとする。

- ア 防災組織及び防災計画に関する事。
- イ 地震、火災等についての知識に関する事。
- ウ 各家庭における防災上の留意事項に関する事。
- エ 地震発災後72時間における活動の重要性に関する事。
- オ 食糧等を3日分確保することの重要性に関する事。

(2) 普及方法は、次のとおりとする。

- ア 回覧板、パンフレット等の配布及び掲示板への掲示
- イ 講習会、セミナー等の開催

5 防災訓練

大規模地震等による災害発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により訓練を実施する。

(1) 訓練の種別は、個別訓練及び総合訓練、体験イベント型訓練とする。

(2) 個別訓練の種類は、次のとおりとする。

ア 情報の収集・伝達訓練

イ 消火訓練

ウ 救出・救護訓練

エ 避難訓練

オ 給食・給水訓練

カ 災害対策本部立ち上げ運用訓練

(3) 総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント型訓練としては、防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うもの。

(5) 訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(6) 訓練の時期及び回数は、次のとおりとする。

ア 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中又は防災の日を実施する。

イ 訓練は、総合訓練にあつては年1回、個別訓練にあつては随時実施する。

6 情報の収集・伝達

被災状況を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため情報の収集伝達を次により行う。

(1) 情報班は、敷地内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集伝達は、テレビ、ラジオ、インターネット、電話、トランシーバー、伝令等による。

7 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大規模地震等において、火災の発生が被害を大きくするおもな原因となっているので、出火防止の徹底を図るため各家庭において主として、次の事項に重点をおいて点検準備する。

ア 暖房用、調理用等の火気使用設備器具の設備及びその周辺を整理整頓する。

イ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

敷地内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、消火器、三角バケツ、水バケツ等を各家庭に配備する。

8 救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出、救護を要する者が生じたときは、ただちに救出救護班は活動を行う。この場合、現場付近の者は救出救護班の活動に積極的に協力する。

なお、救出救護班は、負傷者が医師の手当てを要するものと認めるときは、医療機関または防災機関の設置する応急救護所に搬送する。

また、救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めるときは、防災関係機関の出動を要請する。

9 避難対策

大規模災害の発生が予測されるとき、又は火災の延焼拡大等により、住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導等の指示

避難命令が出たとき、又は、管理組合理事長(災害対策本部長)の指揮命令を代行する防災委員長が必要があると認めるときは、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班は、大規模地震及び津波、台風等による被害の発生が予測されるとき、管理組合理事長(災害対策本部長)もしくは、その指揮命令を代行する防災委員長の指示に基づき、住民を安全な避難地に誘導する。

10 給食・給水

避難地等における給食および給水は、次により行う。

(1) 給食給水班は、市から配布された食料及び管理組合が備蓄した食料等を配布し、又は炊き出し等を行う。

(2) 給食給水班は、市から提供された飲料水、又は備蓄した飲料水により給水活動を行う。

11 災害時要援護者対策

(1) 災害時要援護者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため、災害時要援護者台帳・マップ等を作成し、行政、民生・児童委員、訪問介護員、ボランティア、自治会等と連絡を取り合って定期的に更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し、訓練等に反映させる。

12 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等との連携を図るものとする。

13 防災資機材等

(1) 防災資機材等は、別途に定める配備計画により行う。

(2) 毎年、総合防災訓練日前日を全資機材の点検日とする。

以上